

# 南九州市結婚新生活支援補助金 FAQ(よくあるご質問)



## 制度内容について

### 1. 補助対象世帯に関すること

No.	Question	Answer
1-1	南九州市以外で婚姻し、その後に南九州市に移り住んだ場合は対象となりますか。	対象となります。
1-2	いつ時点での年齢が適用されますか。	婚姻届を提出した日の年齢で判断します。 婚姻届の提出時点で夫婦ともに満39歳以下であれば対象となります。 ※法律上、誕生日の前日に年齢が加算されますことにご留意ください。
1-3	夫婦が別々の住宅に居住している世帯は対象となりますか。	対象となりません。 夫婦ともに対象となる住宅に居住し、その居住先が住民票に住所として登録されている必要があります。
1-4	夫婦の一方又は双方の親等の親族が同居する場合にも補助の対象となりますか。	対象となります。 ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦いずれかの名義であり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが条件です。
1-5	再婚の世帯は補助の対象となりますか。	対象となります。 ただし、夫婦のいずれかが同様の補助を過去に受けたことがある場合(他の自治体での補助を含む)は、補助の対象となりません。
1-6	生活保護受給世帯は対象となりますか。	対象となります。 ただし、本交付金の対象となる経費について、生活保護による生活扶助又は住宅扶助等、その他の扶助を受給している場合、その部分については補助の対象外です。
1-7	公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も本交付金の対象となりますか。	対象となります。 ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外です。
1-8	夫婦の一方又は夫婦の双方が日本国籍を有しない世帯は補助の対象となりますか。	対象となります。

## 2. 所得に関すること

No.	Question	Answer
2-1	「所得」とは何を指しますか。	1年間の給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いた額です。
2-2	いつの所得で判断しますか。	申請年の前年の1月1日～12月31日(ただし、新年度分の所得証明書が発行される6月頃より前に申請される場合は、前々年の1月1日～12月31日)の夫婦それぞれの所得を合算した金額で判断します。
2-3	所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、いつからいつまでですか。	所得証明書の期間と同一期間です。
2-4	貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認すればよろしいですか。	奨学金返還証明書により確認することが望ましいですが、同証明書の提出が困難な場合には、通帳等による返済額の確認でも差し支えございません。
2-5	所得を確認する書類は、源泉徴収票でもよろしいですか。	源泉徴収票の提出は認めていません。世帯全員の所得証明書が必要です。 ※源泉徴収票では、給与や手当以外の収入が把握できないため。
2-6	所得証明書を取得する前に、あらかじめ所得を確認する方法はありますか。	収入が給与所得のみの方の場合、お勤め先で交付される「給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」欄に記載された額が所得額となります。 また、夫婦の所得合計額(概算)を確認するには、夫婦2人分の源泉徴収票の所得額の合算が必要です。また、複数箇所でお勤めの場合、全ての源泉徴収票の合算が必要です。なお、自営業の方の場合は、ご自身の確定申告の内容にてご確認ください。 ※あくまで参考ですので、正しい所得額は所得証明書によりご確認ください。

## 3. 補助対象経費に関すること

No.	Question	Answer
対象経費全般に関すること		
3-1	いつ支払った費用が補助対象となりますか。	申請年度の4月1日～3月31日(=補助対象期間)のうち、原則として婚姻後に支払った費用が対象となります。
3-2	対象経費には何が含まれますか。	補助対象期間に婚姻を機に支払った以下の費用が対象です。 ・住宅の購入費    ・既存の住宅のリフォーム費 ・賃貸住宅の賃料及び共益費(補助対象期間のうち4月1日から1年分に限る。) 敷金, 礼金, 仲介手数料    ・引越し費用(業者に支払った場合のみ)
住宅を購入する場合		
3-3	親族が保有する物件を購入した場合でも対象となりますか。	対象となります。
3-4	契約名義人は親の名義ですが、夫婦いずれかが住宅取得費用を支払っている場合は対象となりますか。	対象となりません。 ただし、夫婦名義で契約できないやむを得ない理由(未成年、低所得者等)があり、それを書類等で客観的に確認できる場合は対象となります。
3-5	建物と土地を一体のものとして購入し、代金を区分することができない場合はどうしたらいいですか。	申請者から売主等に確認し、建物代のみを補助対象経費としてください。
住宅をリフォームする場合		
3-6	リフォームを行う住宅の所有者は、夫婦である必要がありますか。	夫婦が所有者である必要はありません。 ただし、夫婦ともに当該住宅に住民登録がなされており、リフォームの契約及びリフォーム費用の支払いは夫婦のいずれかが行う必要があります。
3-7	賃貸物件のリフォームも対象となりますか。	対象となります。 ただし、本来貸主が負担するべき修繕費用の場合は対象となりません。
賃貸住宅の場合		
3-8	契約名義人が夫婦の親であるが、夫婦いずれかが住宅賃借費用を支払っている場合は対象となりますか。	対象となりません。 ただし、夫婦名義で契約できないやむを得ない理由(未成年、低所得者等)があり、それを書類等で客観的に確認できる場合は対象となります。

No.	Question	Answer
3-9	婚姻を機に、夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合は補助の対象となりますか。	対象となります。 ただし、同居開始後に生じた費用のみ対象となります。
3-10	婚姻前から夫婦が同居している場合、いつ支払った家賃が補助の対象となりますか。	婚姻後に生じた費用に限り対象とすることが原則ですが、ただし、婚姻日より1年前の日以降に物件を契約し、婚姻を前提に同居を開始したことが分かる場合は、同居開始日以降に生じた費用が対象となります。
3-11	月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合はどうすればよいですか。	家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代等も含め補助の対象となります。 なお、契約書等により駐車場相当額が確認できる場合は、当該金額を月々の家賃から控除した金額が対象となります。
3-12	住宅手当が支給されている場合、住宅手当は対象外ですか。	対象外です。手当分を控除した金額を対象とします。 【例 月1万円の住宅手当がある場合】 家賃4万円－住宅手当1万円＝ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3万円</span> ←補助対象
3-13	家賃の一括前払いや日割り家賃は対象となりますか。	対象となります。ただし、賃貸借契約に基づくものに限りです。
引っ越しをした場合		
3-14	自らレンタカーを借りて引っ越し作業をした場合、対象となりますか。	対象となりません。 引っ越しの場合、業者への支払いに係る費用のみが対象です。
3-15	令和6年1月に市内の賃貸住宅へ引っ越しをして、同居を開始しました。同年4月に婚姻し、補助金を申請しようとした場合、1月に支払った引っ越し費用は対象となりますか。	対象となりません。 申請年度の4月1日から3月31日に支払った費用が対象ですので、この場合、4月以降に支払った住居費(月々の家賃や共益費等)を対象とすることができます。

## 4. その他

No.	Question	Answer
4-1	国が実施している他の住宅に係る補助制度との併用はできますか。	以下の補助制度との併用はできません。その他の補助制度との併用については、個別にご相談ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>こどもみらい住宅支援事業</u></li> <li>・<u>地域型住宅グリーン事業</u></li> <li>・<u>ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業</u></li> <li>・<u>戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業</u></li> <li>・<u>こどもエコすまい支援事業</u></li> <li>・<u>長期優良住宅化リフォーム推進事業</u></li> <li>・<u>住宅・建築物安全ストック形成事業』</u></li> <li>・<u>次世代省エネ建材支援事業</u></li> <li>・<u>既存住宅における断熱リフォーム支援事業</u></li> <li>・<u>住宅エコリフォーム推進事業</u></li> <li>・<u>住宅・建築物省エネ改修推進事業</u></li> <li>・<u>高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金</u></li> <li>・<u>住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業</u></li> </ul>
4-2	南九州市が実施している他の住宅に係る補助制度との併用はできますか。	以下の補助金については、併用可能です。 ※R6.4時点で該当する補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>マイホーム取得支援補助金</u> ・<u>住み替え住宅リフォーム補助金</u></li> <li>・<u>子育て転入世帯家賃応援補助金</u> ・<u>働く若者定住促進事業補助金</u></li> </ul>
4-3	補助金交付後5年以内に市外へ転出した場合、補助金の返還義務が生じますか。	返還義務が生じます。ただし、転出理由等によっては免除となる場合がございますので、事前にご相談ください。
4-4	返還義務が生じた場合、補助金の全額を返還する必要がありますか。	返還の理由となる事項が生じた年数に応じて異なります。 詳しくは「申請のてびき」をご確認ください。

## 問い合わせ先について

### 南九州市役所 企画課 企画係

〒897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡 6204 番地

Tel 0993-83-2511 (内線 2053)

Fax 0993-83-4469

E-Mail [kikaku@city.minamikyushu.lg.jp](mailto:kikaku@city.minamikyushu.lg.jp)

みな、みりよく!



南九州市